

令和5年第14回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和5年12月11日（月） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所43号会議室

出席農業委員 14人

内田 浩明（会長）  
濱崎 仁道（副会長）  
大園 正道  
畑中 二郎  
齊藤 健  
迎 賢一郎  
丸木 義寛  
藤岡 好行  
前田 博礼  
松岡 秀一  
濱田 陽子  
上田 清史  
畑田 香織  
尾上 光洋

出席農地利用最適化推進委員 5人

山川 洋治  
木下 照男  
田上 慎一  
古城 義郎  
前田 真也

欠席

上田 惣一

農業委員会事務局出席者

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 局 長 | 濱村 | 真光 |
| 次 長 | 田中 | 雅之 |
| 書 記 | 徳永 | 彩  |
| 書 記 | 土山 | 美香 |

## 議事日程

### 第1 議事録署名委員・会議書記の指名

### 第2

議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）

議案第75号 事業計画変更承認申請について

議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

議案第77号 非農地証明願について

議案第78号 荒廃農地の非農地化について

報告第36号 農地改良届について

報告第37号 農地法第18条第6項の規定等による合意解約通知について

報告第38号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第39号 時効取得の届けについて

### 第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和 5 年第 14 回総会を開催致します。本日は 14 名中 14 名出席ですので総会は成立しています。本日は議題 8 件、報告事項 4 件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第 71 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連のある議案第 73 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第 71 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連のある議案第 73 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

5 件及び 2 件です。

受付番号 1

（譲渡人） 荒尾市下井手の個人

（譲受人） 荒尾市蔵満の個人

（土地の所在地） 蔵満の田、面積 413 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合計 2,347 m<sup>2</sup>

（譲渡理由） 贈与による

（譲受理由） 贈与による

譲渡人と譲受人は親子関係であり、生前贈与による所有権移転です。

現地の状況ですが、申請地は基盤法による賃貸借契約がされており、令和 2 年 6 月に契約期間が終了しておりますが、契約終了後も借受人がずっと耕作されているそうです。農地取得後は、その方と一緒に水稻を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

（譲渡人） 荒尾市宮内の個人

（譲受人） 荒尾市宮内の個人

（土地の所在地） 宮内の畑、面積 129 m<sup>2</sup>

（譲渡理由） 交換

（譲受理由） 交換

### 受付番号 3

- (譲渡人) 荒尾市宮内の個人
- (譲受人) 荒尾市宮内の個人
- (土地の所在地) 宮内の畑、面積 24 m<sup>2</sup>
- (譲渡理由) 交換
- (譲受理由) 交換

受付番号 2 と受付番号 3 は関連があるため、合わせてご説明します。

現地の状況ですが、交換後の農地の境界部分は既にコンクリートで区切られています。自宅横の農地では野菜を耕作されています。農地交換後は、譲渡人と譲受人のどちらも、ナスやトマトなどの野菜を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

### 受付番号 4

- (譲渡人) 荒尾市金山の個人
- (譲受人) 玉名市岱明町鍋の個人
- (土地の所在地) 金山の畑、面積 2,475 m<sup>2</sup>
- (譲渡理由) 労力不足
- (譲受理由) 経営拡張

譲受人は申請地の付近一帯の農地について以前から所有権移転許可申請及び農地改良届を提出しており、営農計画書の提出を受けています。

申請地については、令和 5 年 11 月 2 日に農地改良届の提出があっており、現在周辺の農地と高さを揃えるために農地を改良中です。申請地についても権利取得後は周囲の農地と同様にじゃがいもを耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

### 受付番号 5

- (譲渡人) 香川県綾歌郡宇多津町の個人
- (譲受人) 福岡県大牟田市栄町一丁目の個人
- (土地の所在地) 上平山の田、面積 393 m<sup>2</sup> 外 14 筆 合計 6,867 m<sup>2</sup>
- (譲渡理由) 贈与による
- (譲受理由) 贈与による

譲渡人は令和5年2月に父名義の土地や建物を相続していますが、遠方に住んでおり管理するのが難しいため、譲受人へ宅地等も含めて贈与されます。

現地の状況ですが、草が生えている状態です。申請地の一部に農業用の倉庫が建っていますが、引き続き譲受人がそのまま使用していくことを確認しています。なお許可不要転用届が必要な旨、説明を行っています。口頭にて長洲の方に貸している申請地については、所有権移転後も同様に長洲の方に貸される予定とのことで、譲受人と長洲の方とで賃貸借権設定の許可申請をされる予定です。それ以外の申請地については、譲受人と譲受人の夫と子どもの3人で、少しずつ耕作できる状態にし、大根、さつまいも、人参などの野菜を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号4（農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請）

（譲渡人）香川県綾歌郡宇多津町の個人

（譲受人）福岡県大牟田市栄町一丁目の個人

（土地の所在地）上平山の畑、面積21㎡

（転用目的）宅地拡張で、第2種農地

譲渡人と譲受人については、先ほどの3条と同じ人です。

現地の状況ですが、物置と井戸があります。申請地の隣接地はこれまで空き家でしたが同時に取得され、申請地と合わせて一体で使用されます。

申請は井戸、物置等として使用される計画です。給水は無く、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しない計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号5（農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請）

（譲渡人）香川県綾歌郡宇多津町の個人

（譲受人）福岡県大牟田市栄町一丁目の個人

（土地の所在地）上平山の田、面積142㎡

（転用目的）倉庫・駐車場で、第2種農地

こちらも譲渡人と譲受人については同じ方です。

現地の状況ですが、現在は雑草や竹が茂っていますが、手入れされ倉庫については農機具等を置くため既存のものをそのまま使用されます。また、横の空いたスペースを駐車場として使用される予定です。

申請は倉庫、その他駐車スペースとして使用される計画です。給水は無く、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しない計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

**議案第 71 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連のある議案第 73 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**については以上です。御審議の程よろしくお願いします。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 **委員**

きちんと作付け管理されており、問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可することに決定します。

受付番号 2・3 **委員**

境界にはブロックが立ててありました。もともと家があり随分前に解いてありますが、今のところ宅地としての買い手はついていないということでした。交換ということで特に問題は無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可することに決定します。

受付番号 4 **委員**

すでに「農地改良届」が提出され実行されており、問題無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 5 及び 議案第 73 号 受付番号 4・5 委員

申請地は荒れているところと管理されているところがあり、小屋と家はかなり荒れておりましたが、贈与ですので問題無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、議案第 72 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請及び関連のある議案第 75 号 事業計画変更承認申請について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 72 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請及び関連のある議案第 75 号 事業計画変更承認申請についてです。

4 件及び 1 件です。

受付番号 1

(申請人) 荒尾市増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 599 m<sup>2</sup>

(転用目的) 農家住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、既に宅地として使用されていることから始末書の添付がなされております。昭和 60 年以前に申請者の母親が農地法をよく理解せずに所有農地に住宅を建設しており、母親から相続した際に申請地が農地であることを認識し申請に至っております。申請者はこの近くに住んでおり、申請地は現状から変更はな



く、今後申請者の息子家族が居住予定です。

申請は住宅、倉庫、その他庭として使用される計画です。給水は市の上水道より、雨水・生活雑排水・汚水は下水道に接続される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

#### 受付番号 2

(申請人) 荒尾市川登の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 58 m<sup>2</sup>

(転用目的) 駐車場で、第 2 種農地

申請人は梨園を営まれております。

現地の状況ですが、現在耕作されておらず敷地全体に黒いビニールが敷かれています。道路反対側に梨園が接しており、既存の駐車場とは離れた場所にあるため、こちらからお客さんが入ることができるよう利便性を考えて今回申請をされています。

申請は大型乗用車 1 台分または軽乗用車 2 台分として使用される計画です。給水は無く、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しない計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

#### 受付番号 1 (事業計画変更承認申請)

(申請人) 八代市迎町二丁目の法人

(土地の所在地) 荒尾の田、面積 722 m<sup>2</sup>

受付番号 3 につきましては、関連のある事業計画変更承認申請について先に説明いたします。

申請地は当初店舗建設のための工事現場事務所及び駐車場として一時転用許可をしており、先月 11 月に事業計画変更で、もともと期間を 11 月末までとしていたものを 1 ヶ月延長許可し、12 月末までとしておりました。工事完了後は農地の状態に戻すという条件で許可をしておりましたが、今回の事業計画変更により、工事完了後に現状復旧しないことの申請となっております。また、同時に貸駐車場への変更を目的とした 4 条申請を提出されています。

#### 受付番号 3

(申請人) 荒尾市荒尾の個人

(土地の所在地) 荒尾の田、面積 722 m<sup>2</sup>  
(転用目的) 貸駐車場で、第 3 種農地

受付番号 4

(申請人) 荒尾市東屋形四丁目の個人  
(土地の所在地) 荒尾の田、面積 432 m<sup>2</sup>  
(転用目的) 貸駐車場で、第 3 種農地

こちらにつきましては、受付番号 3 と 4 の 2 筆合わせての事業地となります。

現地の状況ですが、現在現場事務所は撤去されており、砂利敷きで駐車場のみとして使用されています。一時転用期間は 12 月末で終了となり、西側の土地と合わせて事業地とされ、貸駐車場として使用される計画です。

申請は駐車場 42 台分として使用される計画です。給水は無く、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しない計画です。

店舗東側の道路は一方通行となっており駐車場への進入口も一つになります。また店舗と事業地の間の道路は、自転車・歩行者専用の道路となっており、こちらからの車の進入がないよう柵を設置予定です。この件につきましては、自転車・歩行者専用道路の所管課である土木課へ説明を行っています。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

**議案第 72 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請及び関連のある議案第 75 号 事業計画変更承認申請**については以上です。御審議の程よろしくお願ひします。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 **委員**

敷地内に兄弟で住んでおり、約半分が農地のままでしたが同じ敷地内だから大丈夫だろうということで申請せずに家を建てたそうです。相続するときに法務局から指摘があり、今回申請に至ったということです。今は空家になっていますが申請者の長男夫婦が住む予定になっており、特に問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

**議長** それでは許可することに決定します。

受付番号2 **委員**

現在は防草シートを敷いてあり周囲に農地は無いため、問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

**議長** それでは許可することに決定します。

受付番号3・4 及び 議案第75号 受付番号1 **委員**

申請地2筆とも周囲の道路と同じ高さであり、西側の道路との間には用水路がありますが、水嵩はほぼ0です。北西側には農地が広がっていますが距離が離れており、自転車道路側の農地も未耕作で雑草等も生えていないことから、特に問題は無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

**議長** それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第73号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請**について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

**議案第73号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請**についてです。

3件です。

#### 受付番号 1

- (譲渡人) 荒尾市宮内出目の個人
- (譲受人) 荒尾市川登の個人
- (土地の所在地) 宮内出目の田、面積 144 m<sup>2</sup>
- (転用目的) 木材置場で、第 3 種農地

譲受人は木材店の経営者で、申請地は事業地の隣接地になります。

現地の状況ですが、雑草が茂っており、ため池と水路に隣接しています。現在水路については流れがなく溜まっている状態ですが、県道側までつながるよう土木課の方で工事を予定されています。申請地が低くなっているため境界から 30 cm 内側に土留め柵を設け盛土をされる計画です。

申請は木材自然乾燥場として使用される計画です。給水は無く、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しない計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

#### 受付番号 2

- (譲渡人) 荒尾市増永の個人
- (譲受人) 荒尾市東屋形一丁目の法人
- (土地の所在地) 蔵満の畑、面積 309 m<sup>2</sup>
- (転用目的) 建売住宅で、第 2 種農地

現地の状況ですが、申請地は道路から少し高くなっています。申請地側が高くなっているため、申請地の東側、南側宅地との境界には土砂の流出防止のためブロック塀を設置予定です。

申請は木造 2 階建て 1 棟、駐車場 2 台分、その他庭として使用される計画です。給水は市の上水道より、生活雑排水・汚水は合併浄化槽にて浄化し雨水とともに水路に排出される計画のため、排水同意書の添付がなされております。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

#### 受付番号 3

- (譲渡人) 阿蘇郡南阿蘇村河陰の個人
- (譲受人) 阿蘇郡南阿蘇村河陰の個人
- (土地の所在地) 川登の畑、面積 29 m<sup>2</sup>
- (転用目的) 貸住宅用地で、第 2 種農地

申請地は譲受人の母親が死亡した際に相続がされず、相続財産清算の弁護士が選任されていましたが、本年 8 月 14 日に裁判で譲受人へ譲渡することが確定しました。しかし実際には譲受人の叔父が申請地に居住しているため、譲受人への所有権移転後は叔父へ所有権移転することとなっています。

現地の状況ですが、申請地は宅地山林と合わせての 5 筆の筆界未定地となっており、申請地部分については旧字図により位置を推測しています。住宅が建っている手前の庭のあたりが申請地となります。住宅の東側には倉庫とお堂が建っています。

申請は個人住宅 1 棟、車庫、その他庭として使用される計画です。給水は市の上水道より、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は合併浄化槽にて処理される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

**議案第 73 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**については以上です。御審議の程よろしくお願いします。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

#### 受付番号 1 委員

木材工場の裏手の土地になります。一段低くなっておりまして、その南側に遊水池があり普段水は無く梅雨時に水が少し溜まる感じのため池になっているそうです。周囲に農地はないので、問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可することに決定します。

#### 受付番号 2 委員

上水道が下を通っております。東側の家の上水道は撤去してもいいということで話がついているそうですが、隣接する家の上水道が通っており、西側の農地を通していいよという口約束で水路を通してあるそうです。ただその場所が不明なので、

ちゃんと掘って確認されたほうがいいのではないかということを提案しております。そして水路が通っていると思われるところを不動産会社が購入するという話になっているそうです。上水道だけ問題があると思われるので、提案は受け入れてもらえるのかなと思っております。それと造成はされないということでしたが、半分くらいは駐車場にされるそうです。だいたい1メートルほど削るということで、これが造成になるのかはわかりませんが、横には排水道があるだけです。問題はないと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

**議長** それでは許可することに決定します。

受付番号3 **委員**

現状のまま使われるということですので、問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

**議長** それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第74号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請**について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

**議案第74号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請**についてです。

3件です。3件とも6ヶ月間の一時転用になります。

受付番号1

（貸出人）福岡県大牟田市勝立の個人 外2名

（借受人）荒尾市一部の法人

(土地の所在地) 上井手の田、面積 554 m<sup>2</sup> 外 3 筆 合計 5,847 m<sup>2</sup> (うち 1,185 m<sup>2</sup>)  
(転用目的) 工事中道路で、第 2 種農地

現地の状況ですが、川の上流では作業が進んでいます。県河川の関川災害復旧工事中車両の通行用として使用される予定です。農地の所有者からの同意書と、所有者が死亡されている場合は確約書及び農地の状態に復元することの確約書の提出がなされております。

申請は工事中車両通行道路として使用される計画です。給水は無く、雨水は自然浸透及び既設流末へ排出、生活雑排水・汚水は発生しない計画です。申請地は下流にかけての延長約 237m、幅員は 5m で、雨水等の排水箇所は二箇所あります。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

#### 受付番号 2

(貸出人) 荒尾市上井手の個人 外 1 名

(借受人) 荒尾市金山の法人

(土地の所在地) 上井手の畑、面積 2,089 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 3,279 m<sup>2</sup> (うち 1,140 m<sup>2</sup>)

(転用目的) 工事中道路で、農振農用地と第 2 種農地

こちらも同じく、借受人は県の関川河川災害復旧工事中の請負業者です。申請地は受付番号 1 の西側にあたります。

現地の状況ですが、申請地は川を挟んだ両側で、手前の方は既に工事中車両が通行している状況です。こちらの申請につきましても、同様に所有者からの同意書と確約書及び農地の状態に復元することの確約書の提出がなされております。

申請は工事中車両通行道路として使用される計画です。給水は無く、雨水は自然浸透及び既設流末へ排出、生活雑排水・汚水は発生しない計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

#### 受付番号 3

(貸出人) 荒尾市宮内の個人 外 2 名

(借受人) 荒尾市東屋形一丁目の法人

(土地の所在地) 宮内の田、面積 867 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合計 2,517 m<sup>2</sup> (うち 300 m<sup>2</sup>)

(転用目的) 工事中道路で、第 1 種農地

申請地は宮内の宅地開発区域の東側になります。当初は工事車両用道路として開発区域の西側を県道から進入するよう計画していましたが、地元の反対等により検討された結果、今回の申請地となっています。県道に接する部分は地目が農地以外であり、そこより南側の3筆の農地の一部を工事車両用の道路として使用されます。

申請は工事用道路として使用される計画です。通路部分は山砂敷きとし、利用が終わったあとは原状回復される計画です。給水は無く、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しない計画です。申請地の幅員は5mで一部里道がありますが借受人より土木課に使用することの承諾を得ています。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

**議案第74号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請**については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

#### 受付番号1・2 委員

令和2年の水害関係での河川復旧工事をなされているところです。農地を一時的に工事用に使うということで、問題は無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可することに決定します。

#### 受付番号3 委員

第一種農地ですのでどうなのかなと思いましたが、一時的な利用で当該農地を利用することが必要であると認められるもの、代替えの経路が見当たらないこと、周囲は未耕作地であること等から、問題は無いと思います。工事の進入経路は段差を重機でならしてその上に山砂を敷くということを聞いております。車両の出入りにつきましては、工事開始前に所有者及び周囲の居住者等へ周知を実施するようお願いしております。また大型車両出入りということで、一時利用に際しまして、補修改修等の必要が生じた場合には、その保証についても検討しておくことを併せて伝



えております。進入経路に関しましては、以前こちらの方に打診があっており、北側ではなく南側から進入ができないだろうかと要望がありました。南側から上がっていく通りは県・市が所有しており、県の方からは許可できないということでこちらの方はあきらめてもらったという経緯があります。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 76 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**議案第 76 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画**についてです。今回は、令和 5 年 12 月 15 日公告予定です。今回が 11 回目の利用集積計画となっております。3 件の受付で利用権設定の新規 10 年の田が 2,243 m<sup>2</sup>、所有権移転の田が 1,908 m<sup>2</sup>、畑が 6,431 m<sup>2</sup>となっております。第 1 回からの合計は 133,857 m<sup>2</sup>となっております。

1 件目

(貸し人) 福岡県大牟田市櫛野の個人

(借り人) 福岡県大牟田市勝立の個人

(利用権を設定する土地) 上井手の田 面積 2,243 m<sup>2</sup>

利用目的は水稲で、期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 11 月 30 日までの 10 年間、借賃は 10a 当り物納米 30 kg です。

2 件目

(譲渡人) 福岡市早良区室住団地の個人

(譲受人) 荒尾市平山の個人

(所有権を移転する土地) 下井手の田、面積 1,908 m<sup>2</sup>

利用目的は水稲で、贈与になっております。

### 3 件目

(譲渡人) 玉名市天水町小天の個人 外 1 名

(譲受人) 公益財団法人 熊本県農業公社

(所有権を移転する土地) 平山の畑、面積 6,431 m<sup>2</sup>

熊本県農業公社を介しての所有権移転で集積配分の集積の方になります。利用目的は樹園地で、対価は 2,970,000 円です。

**議案第 76 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画**については以上です。御審議の程よろしくお願いします。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 77 号 非農地証明願**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**議案第 77 号 非農地証明願**についてです。

### 受付番号 1

(願出人) 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央の個人 外 13 名

(土地の所在地) 大島の畑、面積 109 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 186 m<sup>2</sup>

現地の状況ですが、証明願出地を含む付近一帯は事業により整地されており、当該区画は店舗が建設される予定です。店舗建設地については従前地に農地が含まれることから過去に総会において審議をしております。

当該地は区画整理事業に着手するにあたり、農地法に基づく転用許可申請をされており令和 4 年 4 月に許可済ですが、区画整理事業が完了するまでは登記地目は従前の土地のまま畑ということであります。本土地は 14 名の共有名義であり、うち 1 名の名義人が認知症を患っていることから親族への名義変更をされたく、都市計画課に相談しております。相談地に住宅が建ったのが昭和 55 年であり、課税の状況も同年から宅地として評価されていることも確認していることから、内部で検討して当証明願の提出につながったものです。

受付番号 2

(願出人) 玉名市岱明町鍋の個人

(土地の所在地) 金山の畑、面積 165 m<sup>2</sup>

非農地証明願について令和 5 年 6 月定例会で審議した案件になります。願出地は 7 筆の筆界未定地で、場所は国土調査以前の旧字図から推定しています。7 筆のうち 1 筆について願出をされている状況です。

現地の状況ですが、35 年前より耕作しておらず山林化しています。非農地証明願については、登記名義人ではなく名義人の知人から相談を受けており、当該地を相談者の亡き母親の代に、耕作のために取得されたく農地法第 3 条申請を試みましたが、要件を満たさないとのことから取得できなかったとの経過があるそうです。今回非農地証明について決定されれば、地目変更登記をされたのちに相談者が取得されとのことです。過去に母親が取得できなかった経過があるために、地目を変えて、取得されるものと思われま

**議案第 77 号 非農地証明願**については以上です。御審議の程よろしくお願ひします。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 **委員**

都市計画課に電話をして確認しました。市で行っている南新地計画の事業地であり、問題は無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは証明することに決定します。

受付番号 2 **委員**

特に問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは証明することに決定します。続きまして、**議案第 78 号 荒廃農地の非農地化**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**議案第 78 号 荒廃農地の非農地化**についてです。本件につきましては 11 月に、森林の様相を呈している農地を、地区担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局により農地の現地確認を行っているものです。今回非農地判定を行っているものかご審議していただく農地は、全部で 378 筆、面積は 357,752 m<sup>2</sup>です。

本日ご審議いただき、非農地判断をされた農地所有者等に対して非農地通知を发出し、所有者等から地目変更登記について同意を得られた土地については市の職権により地目変更登記を行うものです。

**議案第 78 号 荒廃農地の非農地化**については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について御意見、御質問はありませんか。

委員 非農地判断一覧を見ていると所有者が 118 名おられる農地がありますが、こういう農地はどのように対応するのでしょうか。非農地通知を发出するにしても存命じゃない可能性が高いと思いますが、事務局としてどういった対応をするのか教えていただきたいと思います。

事務局 所有者が亡くなられていて名義変更していない農地はあります。所有者不明の場合は戸籍を辿って調査をしています。その結果、所有者が判明した人については通知を发出しています。ご親族の方どなたかが非農地化に同意していただければ手続きに入りたいと思います。先ほど質問があった 118 名の所有者についても、どなたか代表で納税されていますので、その辺の情報として親族を探しながらの作業をこれからしていきたいと思います。

議長 ありがとうございます。この件について他に御意見、御質問はありません

か。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

**議長** それでは本件について決定します。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

（事務局説明）

報告第 36 号 農地改良届について 1 件

報告第 37 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 2 件

報告第 38 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届けについて 4 件

報告第 39 号 時効取得の届けについて 2 件

**議長** ありがとうございます。審議はありませんが、御意見、御質問を受付けます。何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

**議長** それでは本日の議案はすべて終了しました。連絡事項について事務局から説明をお願いします。

事務局より事務連絡

○農地意向カードについて

○令和 5 年度担い手農業者等との意見交換会の意見集約について

○農地利用意向調査について

○先進地視察研修の行程について

○令和 6 年農業委員会総会（定例会）開催予定について

○農業委員会活動記録簿記入のポイントについて

**議長** ありがとうございます。他に何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

**議長** それでは、これをもちまして令和 5 年第 14 回総会を終了します。